

平成25年度

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

(概要)
(案)



平成26年9月
農林水産省

平成25年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(概要)

目次

1	「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」について	1
2	国有林野の現状について	2
3	平成25年度の実施状況のポイント	3
4	平成25年度の主な取組について	
(1)	公益重視の管理経営の一層の推進	4
(2)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	5
(3)	「国民の森林 ^{もり} 」としての管理経営	7
(4)	地球温暖化防止に向けた対策の推進	8
(5)	生物多様性の保全	8
(6)	国有林野の維持及び保存	9
(7)	林産物の安定供給	11
(8)	国有林野の活用	13
(9)	国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全	13
(10)	国有林野事業の運営	14
(11)	その他国有林野の管理経営	14

1 「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」について

- 国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民からご意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」といいます。)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。
- 公益重視の管理経営を一層推進するとともに、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、平成24年6月に公布された「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」に基づき、企業的運営のための国有林野事業特別会計を廃止し、平成25年度から、国有林野事業はその組織・事業の全てを一般会計へ移行しました。
- 平成25年度は、一般会計への移行と併せて平成24年12月に変更した管理経営基本計画に基づき、名実ともに開かれた「国民の森林」としていくため、以下(※)のような取組を推進しました。
- この報告では、管理経営基本計画の実施状況を、国民にご理解いただけるよう、一般会計への移行の趣旨を踏まえた事例を多く取り上げながら、写真や図表などを用いて、できるだけわかりやすく記載しています。

※平成25年度の主な取組

- ・公益重視の管理経営の一層の推進
- ・森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献
- ・「国民の森林」としての管理経営
- ・地球温暖化防止対策の推進、生物多様性の保全
- ・国有林野の維持及び保存
- ・国有林野の林産物の供給
- ・国有林野の活用
- ・国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全
- ・東日本大震災からの復旧・復興への貢献

(参考) 国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年法律第246号) (抄)

(管理経営基本計画)
第四条 農林水産大臣は、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

(管理経営基本計画の実施状況の公表)
第六条の三 農林水産大臣は、毎年九月三十日までに、前年度における管理経営基本計画の実施状況を公表しなければならない。

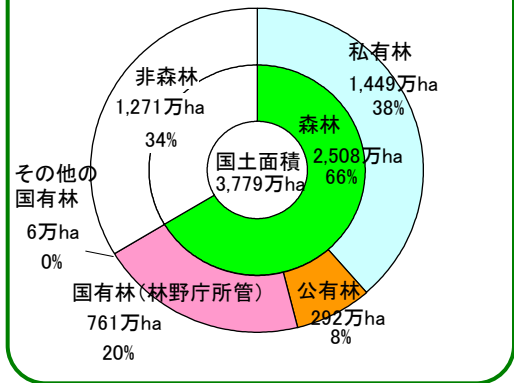
2 農林水産大臣は、前項の公表をしようとするときは、林政審議会の意見を聴き、その意見の概要を同項の実施状況とともに公表しなければならない。

2 国有林野の現状について

- 我が国の国土の約2割、森林の約3割を占める「国有林」は、その多くが奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの重要な公益的機能を発揮。
- 国有林野の約9割が保安林に指定されているほか、原生的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多く、世界自然遺産地域のほぼ全域が国有林野。

森林面積と国有林面積

(平成24年3月31日現在)



国有林の分布と組織

全国7森林管理局、流域(森林計画区)を単位とした98森林管理署等を設置し、直接、国有林を管理経営しています。



■ 森林管理局別の国有林面積

(平成24年3月31日現在)

	面積 (千ha)	国有林率 (%)
国有林 (計画対象森林)	7,602	30.5
北海道	3,036	55.0
東北	1,648	44.3
関東	1,186	29.2
中部	670	27.7
近畿中国	337	6.6
四国	193	13.8
九州	532	19.3

注: 1 国有林(計画対象森林)は、森林法第7条の第2第1項に基づく計画対象森林に規定する森林。
2 国有林率は、森林法第2条第1項に規定する森林における国有林の割合。

■ 多様な自然を有する国有林

(平成24年4月1日現在)

	面積 (万ha)	国有林野での割合 (%)
国有林(林野庁所管)	761	
国有林野	758	
保安林	683	90%
保護林	92	12%
緑の回廊	59	8%
レクリエーションの森	39	5%
世界自然遺産	8	1%
自然公園	219	29%
鳥獣保護区	123	16%

注: 1 国有林(林野庁所管)は、平成23年度末現在の値。
2 国有林野の面積は、地域管理経営計画の対象とする面積であり、官行造林地の面積を含まない。
3 保安林及び鳥獣保護区の面積は平成23年度末現在。

3 平成25年度の実施状況のポイント

- 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため、平成24年6月に国有林野管理経営法等改正法が公布されました。この法律に基づき、平成25年度から国有林野事業は一般会計に移行し、平成24年12月に変更された「国有林野管理経営基本計画」により、国有林野の管理経営を進めています。
- 基本計画に基づき、「森林・林業再生への貢献」や「民有林野との一体的な整備・保全」に係る項目を新たに設置し、木材の供給調整機能の発揮のため新設した国有林材供給調整検討委員会の取組を「林産物の安定供給」において明記するなど、内容の充実を図りました。

見直しの背景

■ 森林・林業基本計画 (H23. 7閣議決定)

- 公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、我が国の森林・林業の再生に貢献
- そのために債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討

■ 林政審議会答申(H23.12)

「今後の国有林野の管理経営のあり方」

- ・ 公益重視の管理経営の一層の推進
- ・ 森林・林業の再生への貢献
- ・ 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献
- ・ 地域の森林・林業政策を推進する役割を担うための現場機能と能力の向上
- ・ 事業・組織の一体的な一般会計への帰属
- ・ 債務返済に係る経理の区分

必要な法的措置

■ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律 (H24.6公布、H25.4施行)

- 国有林の公益的機能を十全に発揮させるため、
 - ・ 国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度の創設
 - ・ 特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業を一般会計化
- 債務返済を国民負担としないため、
 - ・ 債務管理特別会計を設置し、債務を承継
 - ・ 必要な森林整備の結果として得られる林産物収入等により債務を返済

平成25年度からの取組

■ 国有林野の管理経営に関する基本計画 (H24.12変更)

民有林施策と一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施

○ 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じた管理経営の推進
- ・ 地球温暖化防止対策の推進
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 民有林との一体的な整備保全

○ 森林・林業再生への貢献

- ・ 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
- ・ 林業事業者の育成
- ・ 民有林と連携した施業の推進
- ・ 森林・林業技術者等の育成
- ・ 林業の低コスト化に向けた技術開発
- ・ 林産物の安定供給

○ 「国民の森林」としての管理経営

- 東日本大震災からの復旧・復興への貢献 等

4 平成25年度の主な取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

○ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施

公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5つの類型に区分し、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即した適切かつ効率的な管理経営を行いました。

また、森林の適切な整備・保全や、効率的な林産物の供給等を行うため、林道や森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を進めつつ、民有林への普及にも取り組みました。

《事例》 水源涵養機能の発揮に向けた複層林化の取組

〔熊本県人吉市〕（九州森林管理局 熊本南部森林管理署）



複層林施業地の様子



防鹿網の設置及び植栽の様子

《事例》 路網づくりを学ぶための現地検討会

〔長崎県東彼杵郡東彼杵町〕（九州森林管理局）



森林作業道作設の現地検討会



線形計画を説明する様子

○ 安全・安心な暮らしを守る治山事業の推進

安全・安心な暮らしを確保するため、山地災害が発生した国有林及び都道府県から要請のあった民有林において、更なる被害発生を防ぐため復旧対策工事を実施しました。

また、治山技術を有する職員を現地に派遣し、民有林における被害調査等に協力するなど、地域の安全・安心を確保するため迅速に対応しました。

《事例》 地域の安全・安心に向けた直轄治山事業の実施

〔高知県安芸郡北川村〕（四国森林管理局 安芸森林管理署）



国道493号

山地災害発生地の様子

施工した溪間工

《事例》 集中豪雨により被災した民有林の被害調査への支援

〔山口県萩市〕（近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所）



派遣職員等による現地調査



復旧計画作成支援

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

流域を基本単位として、民有林関係者等とともに川上から川下までの一体的な連携を図る「森林の流域管理システム」の下、民有林施策との一体的な推進を図りつつ、森林・林業の再生に貢献するため、民有林と連携した森林整備や人材育成等に取り組んでいます。

○ 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

路網と高性能林業機械とを組み合わせた作業システムによる間伐や、コンテナ苗を活用し、伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」など、低コストで効率的な作業システムの提案・検証を実施しました。

また、これらの取組について、民有林における普及・定着を図るため、各地での事業展開とともに現地検討会を実施しました。

《事例》低コスト造林作業システムの確立に向けた取組

〔茨城県東茨城郡城里町〕（関東森林管理局 茨城森林管理署）



コンテナ苗の植栽の様子



現地検討会でのシンポジウムの様子

○ 林業事業体の育成

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、総合評価落札方式や複数年契約、事業成績評定制度等の活用、市町村単位での伐採計画量の明確化等に取り組みました。

また、林業事業体の技術向上を図るため、低コスト作業システムや路網作設に関する現地検討会等を開催しました。

《事例》複数年契約(3箇年)による間伐事業の実施

〔岡山県新見市〕（近畿中国森林管理局 岡山森林管理署）



複数年契約による間伐事業の様子



間伐及び路網作設後の様子

複数年契約（3箇年）による間伐の事業計画の例（岡山森林管理署）

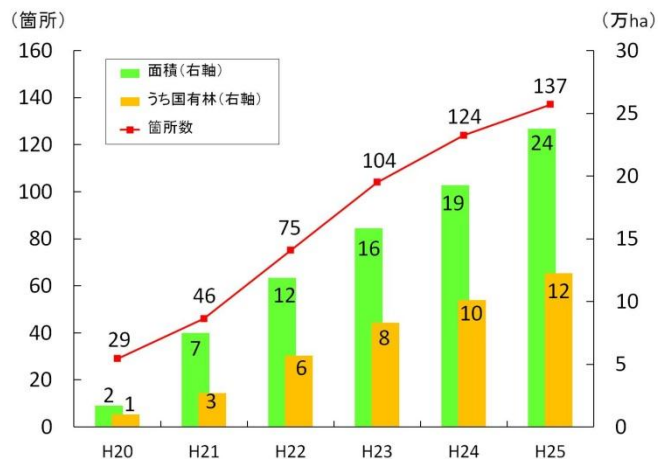
	間伐計画面積	予定集材積
平成25年度	187.37ha	9,000m ³
平成26年度		
平成27年度		

事業者の創意工夫を促し、効率的な路網整備・間伐の実施を図る。

○ 民有林と連携した施業の推進

民有林所有者等と森林管理署等との間で協定を締結して、双方が連携して森林整備を進める「森林共同施業団地」を設定し、相互利用できる路網の整備等、より効率的な森林整備を実施しました。

森林共同施業団地の設置状況

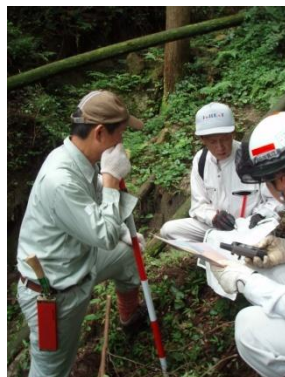


《事例》 森林共同施業団地における民有林と連携した施業の推進

〔佐賀県神埼市〕（九州森林管理局 佐賀森林管理署）



路線計画を検討する様子



路網作設の現地検討会の様子

○ 森林・林業技術者等の育成

専門的かつ高度な技術・知識等をもつ技術者を育成し、地域における林業関係者の連携促進や「市町村森林整備計画」の策定の支援等に取り組みました。

《事例》 「市町村森林整備計画」作成への支援

〔宮城県刈田郡七ヶ宿町〕（東北森林管理局 仙台森林管理署）



市町村森林整備計画の作成について
県及び町と打合せする様子

○ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

研究機関や大学等と連携しながら、林業の低コスト化等に向けた技術開発に取り組みました。また、実用段階に到達した先駆的な技術や手法について、地域の状況に応じて事業レベルでの試行も行いました。

《事例》 林業の低コスト化等に向けた技術開発

〔高知県香美市〕（四国森林管理局 森林技術・支援センター）



試験地に植栽したエリートツリー苗木



エリートツリー苗木の植栽